

文教委員会資料②

1 所管事務の調査（報告）

（2）第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）の策定について

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）（概要版） |
| 資料2 | 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） |
| 資料3 | 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に対する意見募集
（パブリックコメント） |

こども未来局

（令和4年11月18日）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- 少子高齢化の進展、社会経済状況の変化、新型コロナウイルス感染症による行動制限等に伴い子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変容。個々の子どもや家庭のニーズに応じた支援が求められる。
- 令和4年6月に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための「こども基本法」が成立
- 川崎市子どもの権利に関する行動計画は、**川崎市子どもの権利に関する条例**（以下「条例」という。）第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として、多様な主体との協働の下、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して策定する。

2 計画の位置付け

(1)川崎市総合計画との関係

川崎市総合計画の政策5-2-1「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の「子どもの権利施策推進事業」を推進するための計画として位置付け。

(2)他の計画等との関係

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」等との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進

3 計画の期間

令和5(2023)年度～令和7(2025)年度 [3年間]

川崎市子どもの権利に関する条例

国連の「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例。虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために、多くの市民や子どもの参加の下に制定

川崎市子どもの権利委員会

条例第38条に基づき子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する附属機関。条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組と成果

(1)子どもの安心と自己肯定感の向上について →基本目標 (1)

- ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」等に基づき児童虐待対応ハンドブックを活用した取組
- ・いじめ防止基本方針を策定し「かわさき共生＊共育プログラム」等いじめ防止の取組等を推進
- ・子どもの権利学習等により理解と関心を深める取組を推進

<第6次行動計画における取組>

- ・子どもに関わる施設の職員研修などにおける、子どもの権利についての資料提供や講師派遣
- ・外国につながる子どもへの支援の充実や性別による差別防止のための理解を広める取組

(2)子どもの意見表明・参加の推進について →基本目標 (2)

- ・市・行政区・中学校区の子ども会議、学校教育推進会議、こども文化センターの子ども運営会議などを設置し、子どもの意見表明と参加を推進

<第6次行動計画における取組>

- ・子ども会議では公募で集まった子どもたちが自ら設定したテーマについて検討し、意見表明ができるよう支援
- ・インターネットを活用して市に対する思いやまちを良くするためのアイデアなど、子どもからの意見聴取に取り組みます。

(3)子どもにやさしいまちづくりの実現について →基本目標 (3)

- ・権利侵害の相談・救済機関として「人権オンブズパーソン」の設置や、「24時間子供SOS電話相談」の開設
- ・子どもの居場所として「川崎市子ども夢パーク」を開設。また「地域の寺子屋」を開設するなど、地域の教育力向上を図るとともに新たな子どもの居場所づくりを推進

<第6次行動計画における取組>

- ・子ども自身で相談ができるよう相談カードを作成・配布する等、相談・救済について周知
- ・各区地域まもり支援センターでは、子どもに関わる団体や関係機関によるネットワーク会議等を開催することで情報共有と連携を強化し、子どもへの切れ目のない支援を推進

第6次行動計画の成果指標に対する実績

成果指標	6次策定時	6次目標値	現状
条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合	49.7% (子ども) 38.3% (大人)	54.0%以上 43.0%以上	59.7% 42.3%
文化・国籍等の違い障害の有無にかかわらず「大切にされていると思う」と回答する割合	80.3% (子ども) 75.2% (大人)	83.0%以上 77.0%以上	89.7% 79.9%
条例を「内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設職員の割合	22.6%	13.0%以下	17.5%
地域の話し合いに参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	70.6%	60.0%以下	78.9%
困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合	52.4%	47.0%以下	63.3%

2 子どもの権利をめぐる現状と課題

(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について

約4割の子どもと約6割の大人が条例を知らないことは望ましくなく、条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及啓発が一層求められる。

(2) 子どもの養育の支援について

地域で孤立したり経済的に困窮したりするなど、子どもの養育に困難な状況にある親等と子どもへの支援を一層進めていく必要がある。

(3) 児童虐待について

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等による予防、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要がある。

(4) いじめについて

いじめは重大な権利侵害であり、学校や子どもに関わる施設の職員の人材育成や、組織としての対応、関係機関等との連携による未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要がある。

(5) 子どもの居場所について

すべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題であり、既存施設の活用や市民団体との連携により、さまざまな形で居場所づくりを進めていく必要がある。

(6) 子どもの意見表明・参加について

子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が必ずしも十分に反映されないことは課題であり、これまでの取組を生かしながら、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため仕組みの充実や情報提供などが必要である。

(7) 相談機関・救済制度の利用について

困ったり悩んだりしたとき、設置されている相談・救済機関が十分に活用されないことは課題であり、子どもが相談しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合
子ども 59.7% / 大人 42.3% [令和4年]

困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「できない」「したいと思わない」と回答する大人の割合
大人 42.3% [令和4年]

虐待相談・通告件数 5,832件 [令和3年度]

いじめの認知件数（市立小・中学校） 4,781件 [令和3年度]

地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する子どもの割合
子ども 23.6% [令和4年]

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合
子ども 78.9% [令和4年]

困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合
子ども 63.3% [令和4年]

3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

権利委員会から重点的に取り組む必要があるものとされた主な項目

- ① 長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題へ対応**
 - ・虐待件数の増加等に対しキャッチアップ手法の改善・多様化
 - ・施策等の変更時における子どもの参画
- ② 学校での子どもの権利保障**
 - ・虐待・体罰・いじめ等の発生時、当事者だけでなく関係機関等をまじえた対応や再発防止
 - ・学校等で子どもが主体的に意見表明・参画できるような雰囲気醸成
- ③ 居場所**
 - ・居場所での体験を通して子どもが権利の主体であることに気づけるよう関わる大人は条例を常に意識することが大切
 - ・子どものSOSをキャッチする場として重要

児童虐待や体罰・いじめ等については、早期の把握と関係機関等による連携した対応が必要となる。また、子どもの意見表明・参加については、子どもが地域の中に自分らしく安心して過ごし活動できる機会や居場所が重要となる。

3つの重点的に取り組む必要があるとされた意見に含まれる「虐待・体罰・いじめ等からの救済方法や未然防止の重要性」及び「子どもが権利主体として参画し体験を重ねることの重要性」の2つの要素と、居場所は2つの要素を支える礎である。

次の2つを計画期間における重点的取組として位置付け（第5章）

- 重点1 「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」
- 重点2 「子どもの意見表明・参加を支援する取組」

第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を基本理念とし、次の6つの理念のもと目標に向けて取り組みます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

- (1) **子どもの安心と自己肯定感の向上**
子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。
- (2) **子どもの意見表明・参加の推進**
子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。
- (3) **子どもにやさしいまちづくりの実現**
子どもの居場所があり、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

3 施策の方向

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

成果指標	現状	目標値	第6次目標値
条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合	59.7%(子ども) 42.3%(大人)	63.0%以上 46.0%以上	54.0%以上 43.0%以上

施策の方向Ⅱ 個別の支援（条例第2章）

成果指標	現状	目標値	第6次目標値
文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず「大切にされていると思う」と回答する割合	89.7%(子ども) 79.9%(大人)	94.0%以上 85.0%以上	83.0%以上 77.0%以上

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

成果指標	現状	目標値	第6次目標値
条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	17.5%	12.0%以下	13.0%以下

子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

施策の方向Ⅳ 子どもの参加（条例第4章）

成果指標	現状	目標値	第6次目標値
地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	44.6%	39.0%以下	—
地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	78.9%	60.0%以下	60.0%以下

施策の方向Ⅴ 相談及び救済（条例第5章）

成果指標	現状	目標値	第6次目標値
困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合	63.3%	47.0%以下	47.0%以下

指標の典拠：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和4年)

第4章 推進施策と取組

推進施策(1)～(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習 ほか

<取組>

- ・市民参加による子どもの権利の日事業、学校等での子どもの権利学習
- ・区役所等の子育て関連イベントでの広報 など

推進施策(4)～(5)

個別の必要に応じた支援、共生社会に関する理解の促進

<取組>

- ・やさしい日本語による情報発信、障害のある子ども等への支援
- ・かわさき共生*共育プログラム など

推進施策(6)～(16)

子どもの養育の支援、親等による虐待・体罰の防止及び救済等、子どもの居場所の確保 ほか

<取組>

- ・親等への子育て情報の提供、子どもの養育が困難な親等の支援
- ・育ち・学ぶ施設の職員の研修
- ・こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくり
- ・地域の団体等と連携または支援を行うことで居場所づくり促進 など

推進施策(17)～(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援、地域における子どもの参加活動の拠点づくり、子どもの意見の尊重 ほか

<取組>

- ・インターネットを活用した子どもからの意見聴取
- ・子ども会議、学校運営協議会、子ども運営委員会の開催
- ・子どもが中心に企画・運営する活動や自主的な活動への支援
- ・定期的に聴取した子どもの意見の施設運営等への反映 など

推進施策(23)～(24)

人権オンブズパーソンによる相談・救済 ほか

<取組>

- ・子どもの相談・救済、相談しやすい環境づくり
- ・相談カードやホームページによる相談・救済機関の周知
- ・子ども自身のSOSの出し方・受け止め方を伝える取組 など

第5章 重点的取組

重点1: 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

虐待防止対策の推進に向け、引き続き児童相談所の体制強化を図り、虐待を受けた子どもに対し迅速かつ適切な救済等を行うとともに、区の児童家庭相談支援機能の充実を図り、支援ニーズの早期把握及び地域の関係機関との連携による予防に向けた取組を推進します。

いじめ防止を図るため、子どもへの児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに、育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。いじめに関する相談体制の周知及び整備、関係機関との連携による救済に努めるとともに、子どもの相談する力を育む取組を行います。

【主な該当施策】

- ・親等による虐待・体罰の防止及び救済等
- ・育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等
- ・育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

重点2: 子どもの意見表明・参加を支援する取組

子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」において、子どもたちが安心して自分の意見を表明できる環境づくりなど、これまでの取組を活かしながら、年齢や市政への関心の度合いに応じた参画機会の創出により、より幅広い子どもが意見を発することができる環境を整えます。

市ホームページやGIGA端末などインターネットを活用し、子どもたちが普段から市に対し想っていると感じていること、川崎のまちをよくするためのアイデアなどの意見聴取に取り組みます。

地域において子どもが主体的に係わる事業の実施や居場所の充実など、子どもの社会参加を支援します。

【主な該当施策】

- ・子どもの参加の促進
- ・子どもの意見の尊重
- ・子ども会議の開催と支援
- ・子どもの居場所の確保

第6章 推進体制及び評価・検証

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

- ・子ども施策全体として子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進
- ・区役所地域みまもり支援センター等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に根差した子ども・子育て支援を推進

(2) 人材育成の充実

- ・職員が子どもの権利についての意識を高めるための研修等の充実

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

- ・市民活動団体、地域教育会議等との協働・連携による広報・啓発事業等を通じて、子どもの権利施策を推進

2 評価・検証

(1) 進行管理と評価の実施

- (2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証